環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則
の一部改正について

令和８年６月
農林水産省・環境省

１．改正の趣旨

第 221 回国会において成立した環境省設置法の一部を改正する法律(令和８年法律第 22 号）の施行に伴い、環境省の地方支分部局である「地方環境事務所」の名称を「地方環境局」に改める必要があることから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第２号。以下「規則」という。）を改正する。

２．改正内容

規則第 44 条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

３．意見公募手続を実施しなかった理由

規則は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

４．施行日

令和８年７月１日